

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成18年12月27日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 元永 秀

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、高規格堤防を重点的に整備すべき区域についての検討として、土地  
区画整理事業等との共同事業のモデル検討を行うほか、事業化に対する関係自治体の意識  
向上と、まちづくり事業との一体整備の課題、対応策について実施するものであり、高規  
格堤防整備に係る指針等の策定や制度設計を行える能力を有する必要があるとともに、高  
規格堤防整備と市街地整備との共同事業の立案ができる能力を有する必要があることか  
ら、(財)リバーフロント整備センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相  
手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の  
応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書  
の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益  
法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と  
当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 平成18年度大和川沿川整備推進方策検討業務

#### (2) 業務内容

計画準備	1式
阪神高速大和川線まちづくり事業推進方策検討	1式
JR阪和貨物線高規格堤防化検討	1式
報告書とりまとめ	1式

(3) 履行期限 平成19年3月20日

### 3. 業務目的

本業務は、大和川における高規格堤防を重点的に整備すべき区域について検討を行い、  
同区域において他河川の実施例を参考に共同事業のモデル検討を行いつつ、土地区画整理  
事業との一体的整備に関する検討を実施し、事業化に対する関係自治体等の意識の向上を  
図るとともに、市街地整備との一体的整備において理解が必要となる、都市計画と土地  
区画整理制度の概要、まちづくりとの一体整備の課題、対応策等について実施し、関係機関  
と調整を図ることにより、大和川高規格堤防整備事業の円滑な事業執行に資するもので  
ある。

### 4. 応募要件

#### (1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規  
定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

高規格堤防整備に係る指針等の策定や制度設計を行える能力を有すること。

高規格堤防整備と市街地整備との共同事業の立案ができる能力を有していること。

全国の高規格堤防整備の事例を数多く把握していること。

発注者以外の行政機関等との調整を行う能力を有すること。

(3) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：高規格堤防と市街地整備等との共同事業の立案に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒583-0001 大阪府藤井寺市川北3-8-33

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所

経理課 契約係

電話：072-971-1381(代)(内線224)

FAX：072-971-1460

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成18年12月27日(水)から平成19年1月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日、並びに年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日、9時00分から16時00分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限

平成19年1月16日(火)16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年1月29日(月)16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7 . Summary

(1) Subject matter of the contract:

*2006 Yamatogawa riverside business propulsion policy examination business.*

(2) Time-limit to express interests:

*4:00 p.m. 16 January 2007*

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

*Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land.  
Infrastructure and transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiidera-city, 583-0001,  
Japan Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1480*

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

*Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land.  
Infrastructure and transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiidera-city, 583-0001,  
Japan Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1480*

以上